

# 兵庫県土地利用基本計画書の概要

## 計画の位置付け等

### 〔位置付け〕

- ・土地利用基本計画は、国土利用計画法の基本理念（健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ること）達成のため、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本計画
- ・都市計画法、農振法、森林法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たす

### 〔計画書の構成〕

- ①土地利用の基本方向
- ②土地利用の原則
- ③五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針
- ④土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画（本県該当なし）

### 〔変更のポイント〕

土地利用基本計画は「国土利用計画全国計画及び都道府県計画を基本とする」ものとされており（国土利用計画法第9条第9項）、**第五次兵庫県計画を平成29年3月に策定（第五次国計画は平成27年8月に策定）したことを踏まえ、変更を行う。**

## I 土地利用の基本方向

### 兵庫らしい地域創生に資する県土利用

国土利用計画「県土利用の基本方針」のとおり

### 兵庫の強みを活かした適切な県土利用

- ①県土空間の**安全・安心**を高める県土利用
- ②住みたい地域、個性あふれる「**ふるさと兵庫**」をつくる県土利用
- ③**産業競争力**を強化し、**人や企業・資本が流入**する兵庫をつくる県土利用
- ④**まちの賑わい**を創出する県土利用
- ⑤地域に根ざした**観光・ツーリズム**を振興する県土利用

### 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

### 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

### 地域別の方向性

国土利用計画「県土利用の基本方向（地域別）」のとおり

- 【神戸・阪神】質の高い豊かな都市環境の充実  
臨海部における新しい経済交流拠点づくり  
三宮駅周辺の再生、六甲山の利活用
- 【播磨】臨海部では必要な都市的土地利用への対応  
内陸部では企業立地の促進と農地・森林の適切な管理・保全
- 【但馬】豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的魅力を有する生活基盤の整備、自然資源の保全と活用
- 【丹波】人と自然と文化が調和した「丹波の森構想」の推進
- 【淡路】「環境立島あわじ」を目標とした持続可能な社会の実現  
ハード・ソフト対策を組み合わせた南海トラフ地震被害軽減

## III 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

五地域区分	細区分	五地域区分									
		都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	その他	その他	その他	その他	その他
都市地域	市街化区域及び用途地域										
	その他										
農業地域	農用地区域	×	←								
	その他	×	←								
森林地域	保安林	←	←	←	←						
	その他	↑	←	↑	←						
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	△	△				
	普通地域	↑	△	△	△	△	△				
自然保全地域	特別地区	←	←	△	△	△	△	×	×		
	普通地区	←	←	△	△	△	△	×	×		

## II 土地利用の原則

国土利用計画「県土利用の基本方向（地域類型別・利用区分別の基本方向）」を踏まえ見直し

### 五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域）ごとに適正に実施

【都市地域】一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域

- ・都市機能が集積している地区内においては近隣都市との機能分担、交流・連携を促進
- ・低・未利用地や空き家等の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などによる土地利用の効率化
- ・市街化調整区域においては、開発許可制度の弾力的運用等により地域の実情に応じた計画的なまちづくり
- ・都市機能の分散配置やバックアップの整備等により災害に強い都市構造・県土構造の形成

細区分

- 《市街化区域及び用途地域》
  - ・低・未利用地や地下空間の活用、再開発等、土地利用の高度化促進
  - ・地域地区制度等に基づく適正な土地利用
  - ・市街化区域内農地の保全
- 《市街化調整区域》
  - ・市街化を抑制
  - ・地域実情を勘案し地区計画制度等の活用や開発許可制度の弾力的運用
- 《上記以外の都市地域》
  - ・自然的土地利用からの転換抑制、農林業的土地利用と計画的調整

【農業地域】農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域

- ・現況農用地は食料供給の場として、集積・集約を進めつつ、極力その保全と有効利用を推進
- ・中山間地の再生困難な耕作放棄地については地域実情に応じ農地以外への転換を推進
- ・里地としての管理を通じ県土保全等の多面的機能を発揮

細区分

- 《農用地区域》
  - ・整備、保全管理を計画的に推進
  - ・他用途への転用なし
- 《農用地区域を除く農業地域》
  - ・原則、他用途への転用なし（ただし、他の土地利用計画との調整がなされた場合には、調整された計画等を尊重）

【森林地域】森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域

- ・持続可能な循環型林業の確立に向けた適正な利用
- ・林業経営が困難な森林は天然更新による広葉樹林化等、省力的な管理が可能な森林へ誘導
- ・適切な保育、間伐等の森林整備の推進と治山施設の整備及び災害に強い森づくり
- ・水源涵養等の多面的機能を考慮し、豊かな森の保全・再生
- ・都市周辺の森林については良好な生活環境及び自然とのふれあいを確保するため積極的に保全・整備
- ・農山漁村集落周辺の森林については人間の働きかけを通じ形成された里山として適正な利用・維持管理

細区分

- 《保安林》
  - ・適正な管理、他用途への転用なし
- 《国有林》
  - ・適正かつ合理的に利用
- 《上記以外の森林》
  - ・経済的又は公益的機能の高い森林は極力他用途への転用なし

【自然公園地域】優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域

- ・優れた自然の風景地や地域固有の自然体系の保全を前提
- ・エコツーリズムの推進や戦略的な情報発信、受入環境整備による国立公園等のブランド化を通じ、利活用や活性化を推進

細区分

- 《特別保護地区》景観を厳正に維持
- 《特別地域》開発行為は極力実施せず。瀬戸内海国立公園（六甲地域）については、自然環境を極力損なわない形で積極的に利活用
- 《その他》保護に支障を及ぼす土地利用は極力実施せず

【自然保全地域】良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域

- ・県民のための貴重な自然環境であること、県土の生態系ネットワークを形成するうえで中核的な役割を果たすことから、積極的に保全

細区分

- 《特別地区》特定の自然環境の状況に対応した適正な保全
- 《その他》原則土地の利用目的を変更せず